

【令和 7 年度紙おむつ等購入券利用のしおり】

1. 目 的

失禁により常時紙おむつを必要としている在宅高齢者の介護者に対し、紙おむつ及び尿取りパット並びに紙おむつ用ごみ袋を支給することにより、経済的負担の軽減を図り、さらに高齢者が清潔で心地よい生活が送れるように援助するものです。

2. 対象者

下記の①～④の要件を**全て満たす**高齢者の介護者が対象となります。

- ① おおむね**65歳以上の在宅高齢者**（3ヶ月を超える入院、介護保険施設等※入所者は除く）かつ**市町村民税が非課税の方**
- ② 介護保険法に規定する要介護認定または要支援認定を受けている方
- ③ 失禁により**常時紙おむつ**及び尿取りパットを必要としている方
- ④ 要介護認定等において認定調査票の「排尿」または「排便」の項目がそれぞれ「介助」または「見守り」に該当する方

注意：④につきましては、申請時と介護認定更新の都度確認します。

※介護保険施設等…本事業では、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、老人保健施設、介護療養型医療施設をいいます。

サービス付高齢者向け住宅、住宅型有料老人ホーム、グループホームは在宅として取扱います。

3. 支給金額

在宅高齢者及び介護者の世帯の課税状況により次のいずれかになります。

(1) 紙おむつ購入券

- ① 介護保険要介護3～5の認定者のうち**市民税非課税世帯の方** 月額4,500円
 - ② 介護保険要介護3～5の認定者のうち**市民税課税世帯の方** 月額2,000円
 - ③ 介護保険要支援1・2認定、要介護1・2の認定の方(課税・非課税世帯)月額2,000円
- 上記の金額は、4月～6月分までは、前年度(令和6年度)課税状況、7月～3月分までは、現年度(令和7年度)課税状況を適用します。

(2) ごみ袋購入券

紙おむつ購入券受給者に対し、年間30枚を上限に、支給決定月に応じた枚数を支給します。

4. 配付方法

紙おむつ購入券 1 枚を毎月 1 回、地区民生委員の協力のもと、お届けいたします。

ごみ袋購入券については、1 年分を年 1 回のみ配付します。

5. 利用方法

紙おむつ購入券「受領者」欄に受領印を押印し、角田市と事前に協定した取扱店（別紙：角田市紙おむつ購入券取扱店一覧参照）にて紙おむつをご購入下さい。

ごみ袋購入券についても同様に「受領者」欄に受領印を押印し、角田市と事前に協定した取扱店（別紙：紙おむつ購入券取扱店とは異なりますのでご注意願います）にてごみ袋をご購入ください。

6. ご利用にあたって

- ◆ 紙おむつと紙パンツ、尿とりパット以外の商品をご購入できません。（目的に反した使用、譲渡、貸付、担保等に供することを禁止します。ごみ袋購入券も同様です。）
- ◆ ごみ袋購入券は、購入券に記載されている規格のみ購入できます。サイズや種類の違うもの、また、複数回に分けてのご購入はできません。
- ◆ 購入券による釣銭はお支払いできません。
- ◆ 購入限度額を超えた金額は、利用者の自己負担になりますので、購入店に差額をお支払い願います。
- ◆ 有効期限を過ぎた購入券のご使用はできません。また、万一、紛失や盗難にあっても、原則として再発行いたしません。
- ◆ 紙おむつ使用者が死亡、転出、入院して 3 ヶ月を超えたとき、介護保険施設等に入所したとき、支給対象要件に該当しなくなったときは使用できなくなりますので、ただちに民生委員又は介護支援課までご連絡のうえ、返納してください。

また、氏名、市内転居等の異動の場合も届け出てください。

7. 問合せ先

角田市総合保健福祉センター内
介護支援課 いきいき長寿係

Tel 63-2151